

適性診断受診用機器利用料助成交付要綱

令和8年4月1日制定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

第1条(事業趣旨)

自動車事故防止対策の一環として適性診断の促進を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「ナスバ」という。)が貸し出す適性診断受診用機器(以下「貸出機器」)の利用に係る費用の一部を会員に助成する。

第2条(助成対象)

ナスバ(兵庫支所または大阪主管支所)が貸し出す適性診断受診用機器利用料(税抜き)とし、ナスバが定める貸出期間を上限する。なお、貸出機器の運搬費用等は、利用者負担とする。

但し、兵庫県内の事業所に設置し、かつ兵庫県内の事業所に所属する運転者が利用する貸出機器の利用料に限る。なお、兵庫県外の事業所、および会員外の事業者と共同利用する場合、または、利用者数が利用申込者数の8割に満たない場合は助成対象としない。

第3条(助成金額及び上限額)

助成交付額は、適性診断受診用機器利用料(税抜き)とし、1会員あたり60,000円を限度とする。

第4条(貸出機器利用申込)

会員は、ナスバ(兵庫支所または大阪主管支所)に貸出機器利用申込を行い、契約後、「貸出機器利用予定者・受診者一覧(様式2)」により申込内容を兵ト協に報告する。

第5条(助成金交付申請)

会員は、「適性診断受診用機器利用料助成金交付申請書(様式1)」により、次条の助成金交付請求期間内に兵ト協会長に対して助成金交付を申請する。

2 前項の交付申請書には、①～④を添付する。

- ①利用料の支払がわかるもの(振込依頼書(写し)および入出金明細書(写し))
- ②ナスバ請求書
- ③貸出機器利用予定者・受診者一覧(様式2) ※受診日記載
- ④貸出用機器利用申込書(写し) ※ナスバ第1号様式(第10条関係)

第6条(助成金交付申請期間)

前条の交付申請の受付は、前条2項の支払日の翌月末までとする。

第7条(その他)

貸出機器の利用等については、『独立行政法人自動車事故対策機構インターネット適性診断システム貸出用機器利用規約(ナスバ規約)』の定めによるものとする。

附 則

本要綱は、令和8年4月1日より適用する。